令和８年（フ）第１４４号
静岡県富士宮市阿幸地町55－１
債務者　株式会社ＧＦ　ＦＡＣＴＯＲＹ
代表者代表取締役　太田　好美
１　決定年月日時　令和８年９月３日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　太田　吉則
４　破産債権の届出期間　令和８年10月15日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月10日午前10時10分
静岡地方裁判所富士支部

令和８年（フ）第１１１号
山形県米沢市中央四丁目５番30号
債務者　株式会社いの食品
代表者代表取締役　猪野　正幸
１　決定年月日時　令和８年９月３日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　八木澤　陽
４　破産債権の届出期間　令和８年10月19日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月８日午前10時
山形地方裁判所米沢支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

令和８年（フ）第１５４９号
札幌市中央区北６条西26丁目１番５－405号
債務者　品川　貴絵（旧姓磯谷）
１　決定年月日時　令和８年９月２日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月28日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１５８５号
札幌市北区北39条西６丁目２番15号　ソニア麻生Ａ202号
債務者　西村　愼司
１　決定年月日時　令和８年９月２日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月28日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１５９８号
札幌市豊平区中の島２条２丁目５番１－701号
債務者　斎藤　彩華（旧姓佐々木）
１　決定年月日時　令和８年９月２日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月28日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１６０２号
札幌市中央区南12条西13丁目１番10－208号
債務者　手嶋　　猛
１　決定年月日時　令和８年９月２日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月28日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１６１８号
札幌市北区新琴似１条５丁目５番16号　幸美マンション205号
債務者　智田　季之
１　決定年月日時　令和８年９月２日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月28日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１６４４号
札幌市豊平区中の島１条２丁目４番28－206号
債務者　古川　龍斗
１　決定年月日時　令和８年９月２日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月28日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１６６２号
北海道千歳市住吉３丁目17番３号　パレス住吉111号
債務者　近藤千佳子（旧姓中村）
１　決定年月日時　令和８年９月２日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月28日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１６７５号
北海道千歳市寿３丁目10番19号
債務者　伊藤　慈瞳
１　決定年月日時　令和８年９月２日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月28日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１６８５号
札幌市南区澄川２条２丁目１番32号　ベルアミィ22－302号
債務者　田口　美砂
１　決定年月日時　令和８年９月２日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月28日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１６９２号
札幌市東区北27条東10丁目１番17号　コーポ藤203号
債務者　安藤　俊明
１　決定年月日時　令和８年９月２日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月28日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１７０６号
北海道千歳市信濃４丁目20番７号　ケントハウス102号
債務者　酒井　亮輔
１　決定年月日時　令和８年９月２日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月28日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１７７８号
札幌市中央区南４条西11丁目1291番地５　グランメゾン南４－301号
債務者　小寺　博光
１　決定年月日時　令和８年９月２日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月28日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１７８５号
札幌市中央区南14条西13丁目２番36－402号
債務者　黒地　笑子
１　決定年月日時　令和８年９月２日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月28日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１８５号
北海道旭川市大町１条１丁目30番地の115　リブコート大町　Ｃ102
債務者　青木　道子
１　決定年月日時　令和８年９月２日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月28日まで
旭川地方裁判所民事部

令和８年（フ）第１８８号
北海道旭川市東光22条５丁目１番13号
債務者　米澤　広大
１　決定年月日時　令和８年９月２日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月28日まで
旭川地方裁判所民事部